

あの人が自ら命を絶ったのは誰のせいでもない

—自死遺族が近親者の自殺をめぐる責任帰属活動から〈おりる〉方法の考察—

大阪市立大学都市文化研究センター 藤原信行

1 目的と方法

自死遺族たちは近親者の自殺をめぐり、自責／他責といったような責任帰属に巻き込まれがちである(中河 1986)。これについては、宿命論的な意味づけをおこなう、うつ病に代表される〈病い〉のせいにする、別な死因だと主張するなどのやり方をおとして、自らにも他者にも責任を帰属しないで済ませることができる、という議論がある(Henslin 1970)。他方で、自殺の予防可能性を容易に説明・教示可能な状況のもとでは、遺族らとその責任帰属をめぐる活動から〈おりる〉ことは困難であるとの指摘もある(川野 2008)。本報告は、父であるAさんを自殺で喪ったBさん、およびBさんの友人でAさんのこともよく知っているCさん(いずれも岩手県生まれ、および在住)へのインタビュー調査の結果を検討し、近親者の自殺をめぐる責任帰属活動から〈おりる〉ことを可能とする方法を考察していく。インタビューは2015年7月にCさんの自宅の一室で実施した。人名・地名・団体名の匿名化を条件に、その場での録音、および文字おこしたデータを学会報告や論文執筆で用いることをBさんとCさんから許可していただいている。

2 結果

CさんはインタビューのなかでAさんの自殺を覚悟の死であると述べ、Bさんへの責任の帰属を回避しようとした。しかしBさんCさんとはことなり、Aさんは死因はともあれもはや死は免れ得ないほど高齢であったこと、また彼の自殺企図に気づき、阻止できるような同居・近居の親族や友人たちがいなかった——彼ら彼女らはすでに亡くなっているか、遠隔地に居住していた——ことを理由に挙げ、自殺の予防可能性自体がなかったと述べた。予防可能性がない以上、Aさんの自殺の責任を帰属しうるような他者、すなわち故意に自殺を助長したり、予防をめぐって(不作為をふくめた)過失を犯すような人びとは、そもそも存在しえないことになる。

3 考察

Bさんのように予防可能性の欠如を説明可能であれば、自死遺族らは近親者の自殺をめぐる責任帰属活動から〈おりる〉ことができるようになるだろう。これは、自殺者という成員カテゴリーと、家族員や友人や婚約者……といった親密な関係にあることを想起させる成員カテゴリー——他の家族員なり友人が自殺したのなら故意に自殺に追い込んだのだろうか、救いの手をさしのべなかったなどとアプリアリに期待される(Hester & Eglin 1997)——とのあいだの常識的推論における論理的な結びつきを絶つことにほかならない。この方法の遂行可能性とありうる問題点については報告当日に言及する。

文献

- Henslin, J., 1970, "Guilt & Guilt Neutralization: Response & Adjustment to Suicide," J. Douglas ed., *Deviance & Respectability: The Social Construction of Moral Meanings*, New York: Basic Books, 192-228.
- Hester, S. & P. Eglin, 1997, "The Reflexive Constitution of Category, Predicate & Context in Two Settings," S. Hester & P. Eglin eds., *Culture in Action: Studies in Membership Categorization Analysis*, Washington, D.C: University Press of America, 25-48.
- 川野健治, 2008, 「自死遺族の語り——今, 返事を書くということ」やまだようこ編『質的心理学講座 2 人生と病いの語り』東京大学出版会, 79-99.
- 中河伸俊, 1986, 「自殺の社会的意味」仲村祥一編『社会病理学を学ぶ人のために』世界思想社, 125-46.